

延暦一一年軍団兵士制廃止の歴史  
 的意義 — 律令国家論への提言 —

下向井 龍彦

はじめに

今日は、山中章先生とご一緒ですので、長岡京・平安京への遷都とほぼ同じ時期に行なわれた軍団兵士制の廃止、すなわち古代の徴兵制軍隊の廃止の問題についてお話ししたいと思います。遷都論に関連づけることができたらとも思っています。

私、佐原さんを代表者とする国立歴史民俗博物館の共同研究、「歴史における戦争の研究」の共同研究員に加えていたのですが、その研究会で先日（一月一日から一日）沖繩に行つてまいりました。南風原（はえばる）陸軍病院深やチビチリガマの住民の集団自決跡などをめぐつて戦争の重みをずつしりと受け止めてまいりました。また嘉手名基地からひつきりなしに飛び立つ戦闘機の耳をつんざく爆音や延々と続く立入禁止のフェンスをまのあたりにして、日本がまだアメリカの占領下にあること、それを沖繩が一身に背負つていて、このことを実感してまいりました。軍隊と戦争のない平和な世界、平和な国家はいかに実現できるのか、戦争研究・軍隊研究は、究極的にはどのような現実的課題に寄与するものでなければなりません。奈良時代の終わり、日本は徴兵制にもとづく大規模軍隊をほぼ全面的に廃止しました。軍備なき国家になつたので、しかしそれは戦争なき平和国家の実現であつたので、対立も抑圧もないユートピアが生まれたわけでもありません。しかし、その時代、軍団兵士制は廃止されたこと、それは、今日のお話のテーマはこの問題です。

さて、延暦一一年（七九三）、対蝦夷戦争のまつただな一〇〇人の国府守備隊である健児制へと転換しました。なげ軍団兵士制は廃止されたのでしよう。戦前以来、この点について、さまざま見解があつたから利用する。唐制をまねた大規模軍制が国情にあわなかつたからか、士氣・規律が乱れ、国司・軍毅が兵士を不正に利用する。兵士に疲弊したからどうか、徴兵対象である公民が重い負担のために役拒否闘争によつて徴兵が不可能になつたからどうか、いろいろなことが言われてきました。たしかに、以上のよう必要因が軍団兵士制の「解体」に一定の作用を及ぼしたことは間違いないと思えます。しかし、それではそんなことで「解体」するような軍制を何のたに創設したのか？ むしろは蝦夷との戦争の真つ只中である延暦一一年に何のたに廃止したのか？ について何の解答にもなつていないのです。なぜ廃止したのか、という問題は、なぜ存在したのかという問いにつながり、律令軍制を持つつたこと、それが、当時をたらしつたのか、といふ問題を追求することになります。それについて戦前には明快な解答がありました。武士の発生です。すなわち軍団兵士制は治安悪化をもたらす原因となつたため、武士が自衛のため武装して土地を守らうになつたため、有力農民は自衛のため武装して土地を守らうになつたため、武士が自衛のため武装して土地を守らうになつた原因となつたため、律令軍制の廃止には大 きな意義を与えられていたのです。しかし現在、八・九世紀研究者の間で律令軍制の廃止が律令国家にとつて決定的に重要な意味をもつたのではないか、律令軍制の廃止は、何だつたのかという問題は大上段に振りかざす人は、何だつたのかといふ問題ではない。律令軍制は八・九世紀研究者にとつてたいい問題ではない。律令軍制は八・九世紀研究者の共通の盲点といつても過言ではない。研究者の意識も、平和ボケしていた国民の意識と無縁ではないのです。



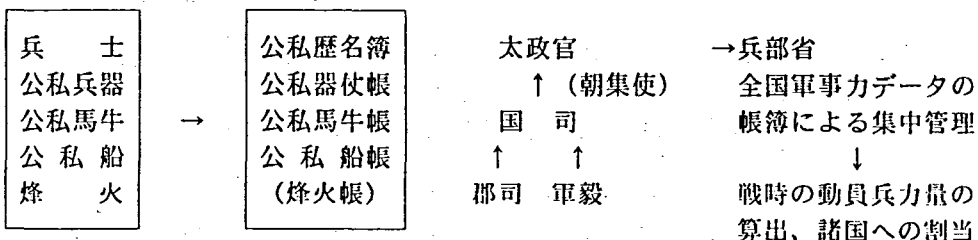
おりです。兵士一人一人は、たしかにあの組織図のどこかの隊に所属し、各段階の指揮官との指揮関係に入ります。しかし平時には、五〇人一組の合計六〇〇日間の訓練期間だけで一〇日ずつ六回行なわれる。あとの三〇〇日は自宅家族とも、の指揮関係なのです。あと三〇〇日は自宅家族とも暮らして農耕に励んでいるのです。全体が勢揃いするのは、せいぜい一年一回、国司の阅兵式の時だけです。もちろん戦争になつたら全軍が動員されることになり、軍団の指揮官は軍毅で、郡司同様、地方豪族から任命されます。軍毅―兵士の指揮関係は、地方豪族の伝統的な民衆支配に基礎づけられているのです。

(2) 軍事行政

律令軍制についてみると、兵士だけに目を奪われて、維持・管理されてきたか、重要な問題です。すなわち軍事行政の問題です。中央軍事行政機関は政府太政官の下、省のひとつ兵部省です。朝堂院の南に位置するちつぼけな役所で、事務官だけの構成され、軍人・兵士は所属していません。事務官だけのちつぼけな兵部省が、全国の軍事力を集中的に管理しているのです。すなわち、図2のように、毎年国司が、全国の兵士・公私武器・公私牛馬・公私船を、徴兵・調査・提出する帳簿によつて、全国軍事力データを、中管理するのが兵部省の基本的役目であり、その目的は、いざ戦争というときに、太政官の指示を受けて動員兵力を算出し、国々に動員数を割り当てるためです。このうして律令国家は計画的に戦争を実行することが出るのを、を仮想敵とらえているのか、いなかつたのか、となり勢力とです。ここで兵部省が全国の民間の牛馬、民間の船舶まで登録・管理していることに注目しましょう。律令国家は、

大規模渡海作戦における民間船舶チャーターのため、大規模遠距離輸送の想定して、馬チャーターの想定して、登録していたのです。山陽道など一〇日幅の直線道路で、ある七道は軍用道路だったといわれていますが、それは兵士の大規模動員・移動が想定されていたこと、は、敵国にたいしては以上のこと、しみに残しておきながら、後、役割は、毎年国内の軍事力を調査して、帳簿を作成し、兵部省へ定期報告すること、必要な業務は、毎年計帳作成、に、便乗して行なう徴兵事務、なう統一規格を計上して、武器の計画的生産・修理で、た。以上、兵力二〇万人を擁する律令軍制の建設・維持管理は、太政官―兵部省―国司の行政機構によつて、実現された。これを中央集権的に、徴兵行政が訓練・動員、

図2 軍事行政



軍事力の建設・維持管理(徴兵・生産・修理・保全・調査・帳簿の作成)

して戦争が実行できるのです。

### (3) 平時の訓練

次に訓練についてお話ししましょう。軍団兵士制の訓練制度の特徴は一〇〇〇人が一斉に訓練を受けるのではなく、先にもお話ししたように、年間六〇日間、家族や共同体から隔離されて軍団施設内で合宿訓練を受ける方式であり、訓練を受けた兵士たちはさらに年間一回国司から検閲を受け、成績優秀者は褒賞されることになっていきました。兵士たちは積極的に訓練に取り組むよう動機づけがなされていたのです。もつとも訓練中の規律維持のために指揮官たちの暴力的制裁が公然と行なわれていたことであろうことは、軍毅に答罪専決権があたえられていたことから容易に想像できます。

訓練は、基本戦技訓練と「陣法」訓練さらに精神教育からなっていた。このうち重要なものは「陣法」すなわち「鼓吹」(太鼓とラツパ)の号令にもとづく基本隊形・基本動作・配置・移動などフォーメーションの訓練であり、これはほとんど運動会のマースゲームです。しかし命令どおりの整然としたフォーメーションが歩兵集団戦の命です。この「陣法」訓練は、全国共通マニュアルである「陣法式」にもとづいて全国画一的におこなわれました。だからこそ軍団内部で交替訓練が可能だったのです。この全国共通訓練により、戦時、全国の軍団は均質で画一的な内部構造の軍隊になり、戦時、全国各地から動員した軍団兵士を一個の「軍」に編成し、將軍の号令どおりに整然と動かすことができるのです。この画一性・均質性は歩兵集団戦の強さの根元であり、律令軍制になつてはじめて実現したものです。この訓練で見逃してはならないのが、精神教育です。このことを具体的に示す史料がないのが残念ですが、たとえば国司による兵士のテスト項目にみられる死をおそれぬ敢闘精

神や、防人歌の「霞降り鹿島の神に祈りつつ皇軍に我は来にしを」にみられるような「皇軍」意識は、軍団内で精神教育が行なわれていたことを端的に示しています。一五年戦争中、スローガンとされた「今日よりは顧みなくて大君の醜の御楯に出で立つわれは」の歌も、そのような精神教育の産物とみれば、古代律令軍制と近代天皇制軍隊の共通項とともに、よりリアルに認識でき、どうしてあの歌が二〇〇年の時を越えて戦時下の人々の心にもナシヨナリズムと悲壮感を鼓舞する歌として蘇りえたのかも理解できるのです。しかしそれはあくまで精神教育の産物としての「兵士」の「タテマエ」であり、「兵士」のホンネは、これまた防人歌の「わが母の袖持ち撫でてわが故に泣きし心を忘れぬかも」「芦垣の隅処(くまど)に立ちて吾妹子が袖もしほほに泣きしぞ思はゆ」だったのであり、その悲しみに一

二〇〇年の時のへだたりなどはありはしないのです。

以上、律令軍制の訓練が、大規模歩兵集団戦を想定した全国共通訓練だったこと、天皇の軍隊という意識を注入されてきたことを明らかにしましたが、いったい何のためにこのような訓練をおこなったのかというのでしょうか？それはどのよう

### (4) 戦時編成

軍防令のかなりの部分は戦時編成に関する規定です。戦時編成のことを征討軍と呼びましょう。征討軍は山陽道・東海道など「道」単位に動員した諸国軍団兵士で構成されます。そもそも戦争とはクラウゼヴィッツによれば「他の手段をもつてする政治の継続」であり、政治権力が決定する領域です。軍隊は手段にすぎません。律令国家の場合、政府は太政官が天皇に開戦を要請し、天皇が決定を下し、それを受けて太政官が兵部省に動員数・国別割当数の算出を指示し、それにもとづいて天皇が動員令を布告すると

もに、貴族のなかから將軍を任命し、全権を委任します。そして指定期日までに將軍軍首脳と動員された諸国兵士たちは結集地に集合し、將軍によつて征討軍編成がおこなわれ、戦争へと突入していくのです。戦時編成をみても、国家事業としての対外戦争が想定されていることは明白です。このような戦時編成による戦争は、八世紀前半の藤原広嗣の乱という内乱や、八世紀末から九世紀はじめにかけての対蝦夷戦争において実際に行なわれました。それでは律令軍制は、内乱や辺境制圧を目的に建設・維持されたものでしょうか。ここで注意したいのは、広嗣の乱の時、実は軍団兵士制は一時的に廃止されていたこと、また対蝦夷戦争のまつただなかの七九二年に軍団兵士制は廃止されており、対蝦夷戦争における征討軍は軍団兵士制にもとづいて動員された兵力ではなかつたこと、です。これらのことは律令軍制が、内乱や辺境制圧を主目的に創設・維持された軍隊ではないということをしめしているのではないのでしょうか。あらためて、律令軍制はどのような戦争を想定していたのでしょうか？ 仮想敵国はどこだったのでしょうか？

## 二 東アジア国際関係と律令軍制

これまで律令軍制のしくみを忠実に再現することにつとめてきました。ここで東アジアの国際関係のなかで日本の律令国家と新羅の連合軍によつて六六〇年には百済が、六六八年には高句麗が滅ぼされます。その間、日本は六六一年百済救援軍を派遣し、百済復興を試みますが、六六三年の白村江の決戦で惨敗を喫して撤退します。日本は敗戦国、新羅は戦勝国という関係になり、日本は百済駐留唐軍の脅威に直接曝されることになりました。唐は高句麗を滅ぼした後、真剣に対日侵攻を検討していました。天智朝の政治が必死で西日本各地に山城を構築し、防衛に努めたのは

被害妄想からではなかつたのです。とところで唐と新羅は、百済・高句麗を滅ぼすという共通の目標のために緊密に連絡して戦いました。その目標を達成した後は、半島を直接統治しようとする唐と半島を自らの手で統一しようとする新羅との間の対立が表面化し、六七〇年ついに両国の戦争が勃発します。六七〇年から六七七年にわたる新羅統一戦争です。

ここで奇妙なことが起こります。百済救援戦争に勝つた新羅が敗けた日本に、六六八年高句麗滅亡以降、従属姿勢をあらわす朝貢をほぼ毎年してくるようになったのです。新羅が駐留唐軍との戦争に勝ち抜くためには、背後の脅威をとりのぞく必要があつたからです。それは勝利のために選んだ屈辱的な選択でした。いっぽう日本は、新羅から朝貢を外交の原則にしていきます。六六七年唐軍は半島から撤退し、新羅は半島統一の悲願を達成します。やがて唐と新羅の国交も正常化し、新羅は唐から冊封をうけ、ようやく唐帝国を頂点とする東アジア国際秩序が安定します。その傘の下で日本と新羅の朝貢関係は展開していくことになるのです。唐との関係は正常化させた新羅は、天武天皇死後の弔問外交で朝貢廃棄をめざしますが、日本側の断固たる姿勢にその要求をひっこめます。長い戦争が終わり国内建設と民族和解が最優先課題であつたと思われ、新羅としては、屈辱的朝貢をいましばらく続けなければならなかつたのです。

こうして八世紀の両国の外交姿勢が形成されます。すなわち日本は断固として朝貢関係を堅持しようとする。いっぽう新羅は、機会をとらえて朝貢関係を廃棄しようとする。この両国の外交の基本姿勢は、両国を構造的緊張関係におくことになり、この緊張関係は、日本にとつても新羅にとつても中央集権国家建設を促進し維持しつづける契機として作用します。日本と新羅との外交関係を以上のようにみるなら、日本律令軍制が何のために建設されたか、わかつてくるでしょう。すなわち統一新羅に朝貢関係を押し

つげつづけること、これが二〇万人の巨大軍隊を建設し、維持しつづけた究極的な目的なのである。すなわち、それは新羅が朝貢関係を廃棄しようとしたら、軍事上の威嚇から侵襲作戦までを含む武力行使によつて断固阻止するつもりで意思表示なのである。つまり律令軍制は存在するだけで新羅に軍事的脅威を与え、朝貢関係を維持する機能を果たし続けるのである。以上、これまでしつこく繰り返して投げかけてきた問題、すなわちどんな戦争を想定していたのか、どこを仮想敵国としていたかという問題の答えが出ました。すなわち新羅との全面戦争、新羅侵襲作戦、これです。

新羅統一戦争の最中から、日本では国造・評造単位で組織された旧来の軍制から律令軍制へ転換する軍制改革が、つぎに行なわれ、七〇一年大宝令とともに軍団兵士制が完成しますが、そのプロセスについてはここでは省略します。

### 三 律令国家と律令軍制

次に、律令国家の構造と律令軍制の密着した関係についてみてみましょう。異論もありますが、一戸から一人兵士をとるといふ原則は動かさないとはいえず、「戸」は兵士を徵発するための組織なのです。律令国家は「公戸」から兵士を均等に平等に採るため、「編戸制」によつて「戸」の規模の均等化をはかり、「班田制」によつて「戸」の経営規模を均等に保障し、階層分解の抑制をはかつたのです。すなわち律令国家の人民統制の根幹たる編戸制・班田制は、兵士制の創設・維持が第一義的の目的だったのである。新羅を敵視し朝貢を強要するためには巨大な軍事力の建設・維持が必要であり、巨大な軍事力を維持するためには編戸制・班田制を必要とする。すなわち律令国家が必要なのであり、その逆でもあるのです。すなわち律令国家は、新羅との朝貢関係Ⅱ軍事的緊張が継続するかぎり維持される「軍国体制」だったのである。

す。このようにみるなら、律令軍制論は律令国家論の決定的に重要な一部門を占めるべきであるというところが、理解していただけではない。軍備あつての律令国家だつたのです。軍備なき律令国家は、もはや律令国家であり続けることはできません。軍団兵士制の廃止が、律令国家にとつて決定的な転機になつたはずだということもご理解いただけるでしょう。

### 四 軍拡と軍縮の奈良時代

#### (1) 軍拡・軍縮をとらえる視点

以上、律令軍制と対新羅関係と律令国家の構造との不可分の関係について述べてきましたが、それでは奈良時代の一〇〇年間、律令軍制は実際にはどのような展開していったのか、この問題について一貫した論理でとらえた研究は皆無といつてよいでしょう。はじめにも言いましたように、八、九世紀の研究にとつて律令軍制の問題は取るに足らない問題だつたからです。「軍団兵士制は展開らしい展開もせず、解体していった」、これが六〇年代の律令軍制研究者の発言です。

さて八世紀の軍事政策を通してみると、七つの時期に区分することができ、軍拡と軍縮が交互に訪れていることに気が付きます。軍拡と軍縮はどのような論理で繰り返されたのでしょうか。その特徴を四つあげてみましょう。

第一に、軍拡・軍縮は対新羅外交と密接に関連しています。軍拡政策は対新羅強硬外交と対応し、軍縮政策は対新羅消極外交と対応しています。私の立場からみれば当然と打切ると、その直後に軍縮が行なわれ、七九二年、軍団兵士制は全面的に廃止されたことは、この関係を象徴しています。

第二に、軍拡・軍縮は財政政策と密接に関連して、さきにも述べたように兵士には庸・雑徭が免除されています。兵士は正丁三人に一人の割合で徴発されることになり、律令軍制を維持すれば庸・雑徭は三分の一の減収となり、減収分の労働力は軍事訓練のマスゲームのなかで浪費されることになり、逆に律令軍制を廃止すれば、庸・雑徭は労せずして一、五倍の増収となり、増収分の財源は建設・開発に生産的に活用されることになり、またたしかに奈良時代の造宮造寺などの建設事業は、軍縮期間中に集中して行われます。造宮造寺は建築・工芸・佛像・絵画・写経などのさまざまな文化活動を伴い、その技術と意匠は後世に継承され発展していき、そのモノユメントは民族の遺産として今日の我々に伝えられています。軍縮は「文化」を生むのです。

第三に、軍拡・軍縮は地方官統制・民衆統制と密接に関連して、先にも述べたように、軍事行政は国司の行財政に全面的に依存して行われてきました。また兵士制は編戸制・班田制の人民統制政策と密着して行われてきました。これは論理的に言えば、軍拡期には地方官統制・民衆統制は強化され、軍縮期には地方官統制・民衆統制は緩和されることになり、現実には第三期・第五期の軍縮期には統制は緩和され、第二期・第四期の軍縮期には統制は緩和され、第一期・第三期・第五期の軍縮期には統制は強化されています。律令国家の地方政策の変遷は、このような視点からも見なおしてみることがあります。

第四に、軍拡・軍縮という軍事政策が外交政策・財政政策・人民統制政策と一体であるというものは、それが一つの政治路線をなしていることです。第三期・第五期の軍拡期は藤原政権であり、それは第一期藤原不比等政権の律令軍制整備政策の継承であり、それは第一期藤原政権は一貫して軍拡・対新羅強硬路線をとり、その政策に反対する勢力を強引に排除する粗暴な手法をとるといふ特徴があります。第二期・第四期の軍縮期は皇親政権であり、軍縮・対新羅消極路線を特徴とし、造宮造寺などの文化重視政策をとった

という特徴があります。このようなとらえ方は、奈良朝政治史を藤原氏陰謀史観から解放する視座を提供することになります。

## (2) 軍拡と軍縮の諸段階

さて、簡単に第一期から第六期までの展開をたどってみましょう。

まず第一期は整備期で七〇一年から七一九年まで。藤原不比等政権とほぼ重なります。大宝軍防令にもとづく律令軍制が整備される時期です。新羅との朝貢関係は安定しています。

第二期は、第一次軍縮期で、七一九年から七二九年まで。長屋王政権とほぼ重なります。対新羅関係の安定、平城京建設の労働力雇用経費の増大を背景に、七一九年、兵士数が大幅に削減されます。その結果、兵士削減分の庸・雑徭は増収し、地方では雑徭労働力による開発政策が進められ、中央では造営事業：平城京の建設、元興寺・薬師寺・大安寺・興福寺の四大寺移転事業、後期難波宮の建設が推進されました。軍縮によつて人民統制も緩和され、三世一身法など民間の開発意欲を吸収する政策が出されます。

第三期は、第一次対新羅臨戦態勢期で、七二九年から七三九年まで。藤原四卿政権とほぼ重なります。渤海からの誘いによつて、長屋王軍縮政権をクーデターで打倒し、強力な藤原政権を樹立し、渤海と軍事同盟を締結します。軍拡・戦争準備体制構築のため、人民統制が強化されます。軍口分田をいったん全面収公・再分配するための徹底班田、戦時態勢突入への不安・不満を未然に除去するための戒嚴令発動である諸道鎮撫使の配置です。この戒嚴体制をふまえて、軍防令どおりの徴兵を含む軍備増強が節度使のもとで行われ、山陰道・西海道の日本海沿岸で大規模軍事演習を行い、武装警戒態勢を築きました。この臨戦態勢は、渤海

海との同盟にもとづく行動であり、これによつて日本は新羅に軍事的脅威を与え、新羅軍を釘付けにし、唐への支援出兵を阻み、渤海の山東半島への渡海攻撃は成功しました。共同作戦は成功したのです。しかし、これにより新羅は対日不信をあらわにし、唐との信頼関係を背景に対日対等関係を主張するようになり、日本外交の根幹に打撃を与えます。

第四期は、全面軍縮期で七三九年から七四六年まで。諸兄政権とほぼ重なります。諸兄政権の最優先課題は、対新羅臨戦態勢の過重負担、天然痘の打撃によつて疲弊・荒廃した地方社会を復興することでしたが、その目玉が兵士制の全廃でした。これによつて庸・雜徭は一、五倍の大増収となります。増大した雜徭労働力は荒廃した地方社会の再建に活用されるとともに、増大した庸は、恭仁京・紫香樂宮の造営、平城京への遷都、国分寺・東大寺の造営、大仏建立と休む間もなく行われる大建設事業を支える労働力雇用財源となつたのです。全面軍縮により、郷里制廃止にみられるように人民統制は緩和され、民間活力による開発促進政策として壘田永年私財法が出されます。しかしその代償は、新羅の対日対等要求に対し大宰府で放却するのみという対新羅消極外交であり、日本の方から一〇年間国交を断つにいたります。この諸兄政権の対新羅消極姿勢に対し、支配層内部に批判勢力すなわち対新羅強硬派が形成され、七四〇年藤原広嗣が大宰府で諸兄政権打倒をめざして反乱を起こしますが、それは宮廷での同調クーデターに期待をかけたものでした。その後からの聖武天皇の五年間の「謎の彷徨」も、聖武の狼狽とか狂気によるものでは決してなく、むしろ聖武が支配層分裂の危機を回避するために行つた賭ではなかつたでしょうか。全支配層をひきつれて壬申の乱のコースをたどることは支配層分裂が何をもちあすかを貴族達に思いおこさせ、休む間もない造営・遷都事業でつねに具体的な共通目標を支配層に与え続けることにより、分裂対立する暇を与えまいとする聖武の戦略では

なかつたでしようか。しかしその間、対新羅強硬派の旗手、藤原仲麻呂が光明皇后とむすんで徐々に台頭してきていたのです。

第五期は第二次対新羅臨戦態勢期で、七四六年から七四四年まで。藤原仲麻呂政権とほぼ重なります。彷徨を終え平城京にもどつた翌年の七四六年、七年間の全面軍縮に終止符をうち、兵士制を全面復活します。再軍備です。さらに引き続いて軍備増強政策をおしすすめていきます。兵士制復活に先立ち諸道鎮撫使が派遣されますが、これは再軍備に不安と不満を抱くであろう民衆を沈黙させるための戒厳令です。また壘田を徹しく摘発する徹底班田が行われ、このように再軍備・軍備増強にもなつて人民統制は強化されていきます。再軍備は、対新羅強硬外交を復活させました。一〇年の断交のち日本の方から積極的に新羅に使者を派遣し、王子を团长とする使節来日を要求し、完成直後の大仏の礼拝を強要し、さらには国王自身の来日まで要求するという強硬ぶりでした。この高圧的態度が再軍備の自信に裏付けられていることはいうまでもありません。この強硬な態度は新羅の対日不信をいっそう強め、兩國の關係は険悪化していきます。このような強引な手法に反発する反対派勢力を橘奈良麻呂の乱で一掃した仲麻呂は、軍事独裁体制を築き上げて行きます。渤海から唐の内乱の情報もたらされ、再び渤海から共同作戦の誘いがかかつてきます。対新羅外交のゆきづまりを打開するチャンスとばかり、仲麻呂はこの誘いに乗り、無謀な新羅侵攻作戦の準備に邁進していきます。七五九年から七六四年までの五年間を準備期間に設定し、諸道節度使を配備し、戦時体制の構築、人民統制の強化、侵攻作戦の準備を進めて行きました。兵士の租税免除期間から推定して作戦発動Xデーは七六四年のある日に設定されていたと思われ、ところが七六三年一月外交によつて目的を達成した渤海は、日本に協同作戦の撤回を通告してきます。戦時の重負担から西日本は千ばつた被害にみまわれます。さらに支配層の亀裂も



深まり、ついに七六三年六月、作戦発動を目前にして仲麻呂は新羅侵攻を断念、同時に仲麻呂軍事独裁体制は破綻していきまされた。この侵攻作戦の中断によつて、幸いにも侵略戦争による破壊と浪費と残虐とおびただしい流血は回避されまされた。仲麻呂は、豊臣秀吉・伊藤博文と肩を並べず、にすみ、日本国民は侵略者としての十字架を一つだけ背負わずにすんだのです。

第六期は軍備放置期で、七六四年から七八〇年まで。道鏡政権から光仁朝のほとんどの期間です。新羅侵攻作戦の中断後、軍団兵士制はほとんどの期間に於ては、軍隊をほとんどの程度想像できるかもしれませんが、現在のロシア軍の実態からある程度想像できるかもしれませんが、政府・兵部省のチエックがゆるむから徴兵事務はずさんになり、国司は兵士としての適性や健康・体力はおかまいなしに頭数だけそろえて名簿を作るようになります。また国司軍毅は訓練のために集合した兵士たちを自分のために公然と不正にこき使うようになります。こうしてこの時期、急速に軍団兵士制の自己崩壊が進行していくのです。軍団兵士制についての研究者の一般的イメージは、実はこの時期の兵士像を奈良時代全体にあてはめたものですが、現在のロシア軍の実態から、プラハの春を押しつぶしたころのワルシャワ条約機構軍をおしはかろうとする人は誰もいません。

## 五 軍団兵士制廃止と律令国家の変質 (1) 宝亀一一年(七八〇)三月軍制改革

さて宝亀一一年(七八〇)三月、大規模な軍縮改革が行われまされた。その規模は九州の二カ国がわかつており、長崎県・佐賀県にあたる肥前国では三軍団二五〇〇人から五〇〇〇人に、大分県にあたる豊後国では二軍団一六〇〇人から六〇〇〇人に削減されており、三分の一、五分の一の規模に

縮小されていまされた。また徴兵対象が「殷富百姓才堪馬者」すなわち富豪農民でもとも弓馬に巧みなものに限定されたことも重要で、それは律令軍制で訓練義務から解放された「騎兵」の徴兵対象と一致していまされた。

この軍縮改革は第一に「庸」「雑徭」の大幅増収を目的としていまされた。軍縮改革と同時に、丁・衛士など中央官庁雑役夫も大量解雇されていまされたことも、庸の増収、支出節減をねらつた財政改革の側面をもつていまされたことを物語つていまされた。その財源によつて、新羅侵攻計画・造営・造寺とうち続いた財政浪費によつて破綻した財政の再建をねらつたのです。また荒廃したまま放置されてきたを地方社会を立て直すため、光仁朝になつて農業基盤再建のために全国的池溝修築事業が行われまされたが、兵士削減のための雑徭はその事業に振り向けられたと思われまされた。さらに皇太子山部親王や藤原百川らは新王朝にふさわしい新都構想をすべにあたためていまされたことが想像され、きたるべき新都造営の膨大な労働力雇用財源を確保蓄積する必要にせまられていまされたと思われまされた。軍縮で増収する庸をそのための財源にあてるともいまされたにちがひありません。

この軍縮改革は第二に、戦争目的の転換をめざすものでもありまされた。七七四年以来、東北地方では、陸奥出羽両国の現地軍と蝦夷との間で戦争が行われまされたが、蝦夷勢力の騎兵ゲリラ戦術に政府軍は苦戦を強いられていまされた。軍縮改革で、大規模「歩兵」軍から小規模「騎兵」軍への転換をはかつていまされたのは、蝦夷の騎馬ゲリラ戦術に対抗することをめざしていまされたのです。ここではじめて、律令軍制は、新羅軍との決戦を想定した大規模歩兵軍から対蝦夷戦争に適合的な小規模騎兵軍へと転換したのです。この軍縮改革は、第三に、対新羅外交の転換を前提に行われまされた。仲麻呂の侵攻計画挫折後、新羅は七六九年、七七四年と二度にわたつて対等を要求する使節を送つていまされたが、日本は入京を拒否し、大宰府で放逐していまされた。ところが、七七九年一〇月、新羅はそれまでの姿勢とは打

つて変わつて、元日朝賀のために朝貢してきます。日本側はそれを満足をもつて歓迎し、蕃国使迎接儀礼にのつとつて丁重にもてなしました。新羅のこの豹変ぶりは何だつたのでしよう。それは新羅の国内事情と関連してきます。すなわち仲麻呂の侵攻計画がかるうじて回避されたあとの七六〇年代後半になつて、新羅は政情不安に陥り、七八〇年には恵恭王が殺害されると、新羅は政情不安に陥り、七八〇年のようななか七七九年二月、日本は新羅經由で帰国する遣唐使を迎えるために遣新羅使を送ります。この使節に特別の政治的な任務などはなく文字どおり遣唐使のお迎えだつたと思われませんが、新羅はこれに敏感に反応し、日本に對し極度の不安と警戒を抱いたのです。国内に不安を抱える新羅としては、日本に付け込まれないために手も打つ必要を感じたものでしょう。七七九年一〇月の新羅使はこのような背景のもとで朝貢してきたのです。これに對し日本側も奇妙な対応をします。朝貢を受ける国としてのメンツが保てて満足したはずなのに、七八〇年二月、新羅使の帰国にあたり、以後新羅王から日本天皇に宛てた「上表文」を持参しなければ入国を断る、對馬・北九州の防衛隊にも上表文を持つてなかつたら追い返せと命じてある、と通告したのです。八世紀になつてから新羅は、口頭で奏聞することから、君臣關係を文書上で表現する上表文を提出したことはありません。それをあえて要求し、持参しなければ對馬から追い返すというのは、事実上、もう来るな、ということであり、外交關係の解消を通告したに等しいことになり、ます。つまり日本はメンツを保ちながら巧妙に對新羅朝貢外交を自然解消させたのです。新羅が困つていないからなぜ高圧的に従属を迫り侵略を考へるはずではないのか、なぜこのキャンパスに外交を解消するのかが、高圧的の外交はいつたい何だつたのか、という疑問は当然出てくるのでしよう。私は、逆説的ですが、新羅が弱体化し内部崩壊の危機に直面して、逆説的ですが、新羅が弱体化し内部崩壊の係を解消したのだと考えます。張り合う相手、朝貢して

る相手は強くなければ国内支配において意味はないのです。しかも安祿山の乱後の唐の内乱状況によつて唐を頂点とする国際秩序が崩壊しつとつあり、新羅の内乱も国際秩序の崩壊に連動するものでしょう。このようななかで新羅の朝貢關係を維持し続けることは、唐・新羅の内部崩壊が日本にも波及しないとも限りません。このような国際状況の変化的なかで、光仁朝の日本は、新羅との朝貢關係を切り捨て、大陸と距離をおくいわば鎖國的姿勢をとる道を選択をしたのです。日本は島国です。唐と隣接する新羅と違つて崩れつつある国際秩序の圏外に自主的に離脱することができるのです。唐が滅び新羅が滅んでも日本律令国家が王朝国家へと改良的に延命していくことができたのは、一つにはそのためでしょう。以上のように、新羅に對する朝貢要求を放棄したということ、そのための巨大軍力が必要としなくなつたという一カ月後、大規模軍縮改革を実行したので、軍縮による唐・雜徭の大増収、つまり新都造營の財源確保は、對新羅朝貢要求外交の切り捨てによつて実現できたのです。

## (2) 延暦一一年六月七日軍団兵士制廢止

新羅との外交關係を切り捨て、大規模軍縮を行つた年と同じ七八〇年、皮肉にも律令国家の東北支配の拠点多賀城が蝦夷勢力によつて焼き払われ、蝦夷との全面戦争がはじまりました。東日本とくに坂東諸国から大軍と大量の武器・兵糧が動員され、四回に渡つて遠征軍が送り込まれ、また、しかし何万もの兵士は軍団兵士制とは關係なく動員され、また先に述べたような訓練にもとづく大規模歩兵集團戦は進出鬼没の蝦夷騎馬ゲリラ戦の相手にならず、また動員されなかつた軍団兵士は庸・雜徭の免除の恩恵に預かることになり、不公平であるとともに、国家にとつてまつた

くの無駄な存在になつてしまつたのです。一方、西日本では、長岡京の造営事業にあつて、軍団兵士は造宮役が免除され、かつ庸・雑徭が免除されており、これまた不公平であり無駄です。そして七八〇年以降、新羅との外交関係を切り捨てており、新羅との戦争を放棄してしまつています。このようにあらゆる面から、軍団兵士制を維持しなければならぬ必然性はなく、むしろ対蝦夷戦争・新都造営にとつてはかえつて邪魔になり、無駄になつていたのです。しかも兵士は国司軍毅の不正私役にさらされていきました。そこでついに七九二年、桓武朝政府は、まったく存在価値を失つてしまつた兵士を全面的に廃止するにいたつたのです。かわつて国々に置かれた健児はたんなる国府守衛ガドマンに過ぎず、軍事力の名に値するものではありません。こうして九世紀の律令国家は軍備を持たない国家になつたのです。

### (3) 全面軍縮の歴史的意義

最後に、七八〇年の軍縮改革、七九二年の全面軍縮が国内政治に何をもちたかについていくつかの論点を提起して、しめくくらせていただきます。第一に、この軍縮は、対新羅朝貢強制の放棄、対新羅侵略戦争、さらに四世紀以来の朝鮮半島への軍事的・政治的干渉の終焉を意味し、それは日本が「東夷の小帝国」たることを最終的に放棄したことを意味します。それは同時に、国家そのものの性格、「天皇」権力の性格の変質を意味すると思ひますが、うまく整理できないのであまり深入りしません。ただ四世紀、まだ内的発展段階では政治的統合の必然性をもたなかつた列島内各地の地域国家を、半島への軍事侵攻をテコにして統合に成功したヤマトの王権にとつて、半島を軍事的政治的に従属させることが、各地の首長たちとの臣従関係を維持継続していくうえで不可欠の条件

だつたのではないでしようか。大王権の発展である天皇権力も半島を政治的に従属させることが国内支配における正当性の根元だつたのではないでしようか。内的発展の結果ではなく、対外侵略を通して早熟的に統合されたヤマト国家その発展である律令国家は、対外的緊張関係を前提にはじめて国内統合を実現できたのです。しかし八世紀の律令国家一〇〇年には、中央集権的行政システムを通して上から内的統合を徐々に実現し、対外緊張ぬきに国内統合ができるほど成熟した段階に達したのではないでしようか。第二に、軍縮改革は、軍事関連諸制度・諸施設の廃止へと連動し、九世紀行政改革の端緒となつたということとすなわち、①七八九年、「今正朔所施、区宇無外」を理由とする関の廃止、②七九三年、難波宮の廃止、③七九五年、東国防人の廃止、④七九七年、南海道環状道路の廃止、⑤七九七年、大宰府弩師の廃止、(本来「不慮之備」だつた)⑥七九九年、「元備警、而今内外無事、防禦何虞」を理由とする烽廃止、⑦延暦年中、大宰府兵庫の封鎖、⑧大同三年(八〇八)の兵馬司の左右馬寮への統合、⑨大同年中、主船司の廃止、などです。これらはすべて対外戦争の可能性を想定して置かれた官司・施設であり、律令軍制の廃止は、膨大な関連官司・施設の廃止を含む行政改革でもあつたのです。第三に、山背遷都との関連です。大陸との軍事的緊張の解消は、宮都の立地を戦略的制約から解放します。大化改新以来、飛鳥から難波へ、難波から飛鳥へ、さらに大津へという遷都は多分に戦略的観点からの遷都であつたことはまちがいのないと思ひます。奈良の地は生駒山系を天然の城壁としていて、ところが長岡・平安京は大阪湾からの侵入に対してまったく無防備です。そのような土地に宮都を造営するといふ発想は、対外戦略(防衛)上の観点をまったく欠いたものです。全面軍縮はこのように宮都の立地にも影響を与えたといえるのではないでしようか。妄想だか一笑に伏されそうですが、ご専門の方にご検討いただければ

ば幸いです。そして軍縮で増収した庸によつて大量の造営役夫を確保できたことで、長岡京・平安京への相次ぐ遷都をスムーズに進めることができたのではないでしょう。さらには難波宮廃止も新羅使迎接の外交儀礼が消滅したことによつて廃止することが可能になり、長岡京への移転を實現できたのではないのでしょうか。また長岡宮・平安宮における朝堂院の縮小、内裏と朝堂院との分離というプラン上の大幅な改変は、天皇権力の偉大さを演出する元日朝賀以下の華麗で壮大な国家儀礼が必要なくなつたことと関連しますが、そのような国家儀礼の消滅は対新羅外交の解消と無関係ではありませぬ。外国使節を威圧し、従属関係を確認するといふ役割が元日朝賀には担わされていたのです。そして新たな都を舞台に、内裏を中心にして天皇とひとにぎりの近臣集団による宮廷儀礼・宮廷行事のおりなす世界、すなわち平安貴族社会が形成されていくのです。

第四に、全面軍縮は「編戸制」「班田制」という中央集権的人民統制を維持する必然性を失わせました。八世紀末から、浮浪逃亡政策、出挙運用政策、全国一斉班田の停止などの一連の規制緩和と政策によつて、富豪層の育成、課税対象化がはかられ、個人身支配は形骸化していきまふ。また規制緩和は、国司裁量権の拡大をもたらし、国司の個人的力量が発揮できる律令マニユアルにとらわれない支配がおこなわれるようになります。「良吏」への期待が高まり、「国例」が形成されていきます。九世紀律令国家の地方支配・民衆支配は、もはや八世紀律令国家とは異質の新たな段階としてとらえなければなりません。その歴史的起点は、軍縮改革にあつたのです。

規制緩和は社会変動を激しくしていきます。裁量権を強化された国司官長に対して、課税対象とされた富豪層たちはさまざまに抵抗運動が起ります。なかでも群盜海賊蜂起という暴力的抵抗に對して、国司は罪人逮捕に関わる律令の規定すなわち捕亡令の「臨時発兵」規定にもとづいて、「俘囚」(内国に分散移住させられた帰服蝦夷)や勇

敢富豪層を「人兵」として動員し、鎮圧をはかつたのです。對外戦争に備えた巨大軍隊が消滅し、中央集権的統制が解除されて数十年たつてから、群盜海賊という反権力武装蜂起がおこるようになり、その鎮圧のために、八世紀にはほとんど適用されることもなく眠つていた捕亡令「臨時発兵」規定が反復適用されるようになったのです。この動員に勇敢富豪層が積極的に参加するのは、「勲功」に對する「恩賞」めあてです。そして九世紀末より、〇世紀初頭の国制改革に反発する富豪層による「延喜東国の乱」「承平南海賊」と呼ばれる反乱、続く「天慶の乱」の鎮圧過程で捕亡令「臨時発兵」規定の適用を通して、「国衙軍制」と「武士」が成立したのです。

#### 《下向井龍彦關係論文》

- 「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五号 一九八七年)
- 「日本律令軍制の形成過程」(『史学雑誌』一〇〇編六号 一九九一年)
- 「律令軍制と民衆」(『歴史評論』五一号 一九九二年)
- 「捕亡令「臨時発兵」規定からみた国衙軍制の形成過程」(『内海文化研究紀要』二二号 一九九四年)
- 「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴史博』七一号 一九九五年)

(付記) 本稿は、一九九六年一月六日、広島大学文学部で開催された一九九六年古代学協会中国支部講演会において行つた講演原稿に若干の補筆を行つたものである。